

議 事 録

第 8 回

東村農業委員会総会

令和2年8月25日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年8月25日(火) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

4. 欠席委員： 1名 ・ 6番 比嘉昌太 委員

5. 議事録署名委員：3番 吉元 博 5番 喜屋武美恵子

6. 書記：農業委員会事務局 新城浩也

7. 議 案：議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第32号 農地利用集積計画書（案）に係る意見決定について

議案第33号 非農地証明願について

議 長 それでは、ただいまより、令和 2 年第 8 回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者 5 名、欠席者 1 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、3 番吉元委員と、5 番喜屋武委員を指名致します。また、書記には、事務局の新城を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 30 号から議案第 33 号までの議案 4 件となっております。

(3 条①)

議 長 それでは、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 11 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良越地原地内及び屋ノ北原農地の使用貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 11 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 30 号の整理番号 11 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3 条②)

議 長 次に、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 12 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良越地原地内農地の使用貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画ど

おり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号12について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第30号の整理番号12について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3条③)

議長 次に、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号13について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良屋ノ北原地内農地の使用貸借設定に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号13について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第30号の整理番号13について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5 条一転①)

議 長 次に、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 12 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字美里原地内に電源開発(株)が発注した鉄塔の撤去工事を行うための資材置き場及び、工事車両駐車場等の工事用地として一時的に使用し、工事完了後は農地へ復元を行うとのことであります。事務局といたしましては許可相当という意見で提案します。御審議の程よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 12 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 31 号の整理番号 12 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画①)

議 長 次に、議案第 32 号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定整理番号 13～18 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城サジ原地内の農地及び慶佐次屋ノ上原地内及び弁天原地内の農地に係る賃貸借権、使用貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議の程よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 32 号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定についての整理番号 13～18

について、討論を省略し審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 32 号の整理番号 13 ～ 18 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(非農地)

議 長 次に、議案第 33 号、非農地証明願いについての整理番号 8 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字慶佐次屋ノ上原地内の申請地は、農地法第 2 条第 1 項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、「宅地」という判断で提案いたします。
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 33 号、非農地証明願いについての整理番号 8 について、討論を省略し審議結果を「宅地」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 33 号の整理番号 8 について、審議結果を「宅地」とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 8 回東村農業委員会総会を閉会致します。